

秦野市 長期優良住宅建築等計画の認定における居住環境の維持  
及び向上への配慮に係る基準

目的

長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号。以下「法」という。)第6条第1項第3号に基づく長期優良住宅建築等計画の認定に関する良好な景観の形成その他の地域における居住環境の維持及び向上への配慮に係る基準を次のように定める。

1 地区計画等の区域内における基準

次の表の左欄に掲げる地区計画のうち、都市計画法(昭和43年法律第100号)第12条の5第2項第3号に規定する地区整備計画が定められている区域(当該区域に係る地区整備計画において当該区域が2以上の地区に区分されているものにあつては、それぞれ区分された地区の区域)内においては、申請建築物(法第5条第1項から第3項まで及び第8条の認定申請に係る住宅を含む建築物をいう。以下同じ。)が当該地区整備計画に定められている建築物等に関する事項のうち右欄に掲げる事項(建築基準法(昭和25年法律第201号)第68条の2に規定する条例により建築物等の制限として定められている事項を除く。)に適合すること。

地区整備計画等	地区整備計画に定められている建築物等に関する事項
秦野駅南口地区地区整備計画	(1) 建築物の用途の制限 (2) 建築物の敷地面積の最低限度 (3) 壁面の位置の制限 (4) 建築物の高さの最高限度又は最低限度 (5) 建築物等の形態又は意匠の制限 (6) かき又はさくの構造の制限 (生垣を除く)
曾屋弘法地区地区整備計画	
西田原地区地区整備計画	
渋沢駅南口地区地区整備計画	
西大竹尾尻地区地区整備計画	
今泉台地区地区整備計画	
落合延沢地区地区整備計画	
鶴巻温泉駅南口地区地区整備計画	
計画	

## 2 景観計画の区域内における基準

景観法（平成16年法律第110号）第8条第1項に規定する景観計画の区域内において、申請建築物が本市景観計画に定める良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項（建築物の外観の色彩についての制限に関する事項に限る。）に適合すること。

## 3 建築協定の区域内における基準

建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条の規定による建築協定が締結されている区域内において、申請建築物が当該建築協定の建築物に関する事項（建築物の敷地、位置、構造、用途、形態意匠又は建築設備についての制限に限る。ただし、建築物の色彩についての制限に関する事項を除く。）に適合すること。

- (1) 建築物の用途の制限
- (2) 敷地面積の最低限度
- (3) 建ぺい率の最高限度
- (4) 容積率の最高限度
- (5) 建築物の最高の高さの限度
- (6) 建築物の階数の限度
- (7) 壁面の位置の制限
- (8) 斜線制限

## 4 都市計画施設等の区域内における基準

申請建築物が次に掲げる区域内に含まれる場合は、長期優良住宅建築等計画の認定を行わない。ただし、当該区域内であっても、申請建築物に関して、長期にわたる立地が想定されることが許可等により判明している場合はこの限りではない。

- (1) 都市計画法第4条第4項に規定する促進区域
- (2) 都市計画法第4条第6項に規定する都市計画施設の区域
- (3) 都市計画法第4条第7項に規定する市街地開発事業の区域
- (4) 都市計画法第4条第8項に規定する市街地開発事業等予定区域

### 附 則

この基準は平成21年6月4日から施行する。